3　法第二条第五項の事項は、技術又は労務の内容、提供が行われる国、仕向国、提供の時期及び方法並びに提供の条件とする。

4　法第二条第十項の事項は、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、出資外国法人等の本店又は主たる事務所が所在する国、仕向国、船積時期（出資外国法人等が、当該貨物をその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域に販売し、又は賃貸する場合にあつては、引渡しの時期）並びに販売又は賃貸の条件とする。

5　法第二条第十一項の事項は、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、出資外国法人等の本店又は主たる事務所が所在する国、船積国、仕向国、船積時期並びに販売又は賃貸の条件とする。

6　法第二条第十二項の事項は、技術又は労務の内容、出資外国法人等の本店又は主たる事務所が所在する国、提供が行われる国、仕向国、提供の時期及び方法並びに提供の条件とする。

7　法第二条第十四項の事項は、保証の対象とされる債務に係る入札、輸出契約又は技術提供契約を特定する事項、当該債務と保証債務との関係、保証債務の終期又は消滅事由及び保証の条件とする。

8　法第二条第十五項の事項は、貨物の名称、型又は銘柄及び数量、船積国、船積時期並びに貨物の船積期日前に支払う貨物の代金又は賃借料の額、支払の時期及び返還の条件とする。

（独立行政法人日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険）

第一条の三　法第十三条第二項第二号の保険は、次のとおりとする。

一　輸出者が保険契約の締結後生じた次のいずれかに該当する事由によつて輸出契約に基づいて貨物を輸出することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の輸出が著しく困難となつたと認められる場合において、輸出契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を輸出することができなかつたことを含む。）により受ける損失（輸出貨物について生じた損失を除く。）又は仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸することができなくなつたこと（イからホまでのいずれかに該当する事由が生じたため当該貨物の販売又は賃貸が著しく困難となつたと認められる場合において、仲介貿易契約で定める船積期日から保険契約で定める期間を経過した日まで当該貨物を販売し、又は賃貸することができなかつたことを含む。）により受ける損失（仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）を保険契約で定める一定額を限度として**塡**補する保険

イ　外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ　仕向国において実施される輸入の制限又は禁止

ハ　外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶

ニ　仕向国における戦争、革命又は内乱によりその国に輸入することができないこと。

ホ　本邦外において生じた事由による仕向国への輸送の途絶

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約又は仲介貿易契約の当事者の責めに帰することができないもの

ト　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）による輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸の制限又は禁止（同法第二十五条の二又は第五十三条の規定による禁止を除く。）

チ　輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が外国政府等である場合において、当該相手方が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を一方的に破棄したこと又は当該相手方の責めに帰すべき相当の事由により輸出者若しくは仲介貿易者が当該輸出契約若しくは仲介貿易契約を解除したこと。

リ　輸出契約又は仲介貿易契約の相手方についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

二　輸出者が輸出契約に基づいて貨物を輸出した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物について生じた損失以外の損失を除く。）、仲介貿易者が仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、若しくは賃貸した場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金若しくは賃貸料を回収することができないことにより受ける損失（仕向国における戦争、革命又は内乱により仲介貿易貨物について生じた損失以外の仲介貿易貨物について生じた損失を除く。）又は技術提供者が技術提供契約に基づいて技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供をした場合に次のいずれかに該当する事由によつて当該技術若しくは労務の提供の対価を回収することができないことにより受ける損失を保険契約で定める一定額を限度として**塡**補する保険

イ　外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ　外国における戦争、革命又は内乱

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の当事者の責めに帰することができないもの

ニ　輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方についての破産手続開始の決定

ホ　輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（輸出者、仲介貿易者又は技術提供者の責めに帰することができないものに限る。）

第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（普通貿易保険）」を付し、同条中「第二十七条第二項」を「第二十七条第二項第三号」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条　法第二十七条第二項第五号の費用は、次のとおりとする。

一　輸出貨物又は仲介貿易貨物の保管又は維持に要する費用

二　輸出貨物又は仲介貿易貨物を積載している船舶の停泊料

三　輸出貨物又は仲介貿易貨物を輸送することを内容とする契約の解除に伴う賠償金又は違約金の支払に要する費用

四　技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関する業務に従事する者の人件費

五　技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関する業務に従事する者を、当該技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供の地から退避させ、又はその業務を再開する目的で当該地へ赴任させるために要する費用

六　技術の提供又はこれに伴う労務の提供に関する業務に従事する者の安全の確保に関し必要な施設又は設備の設置又は改修に要する費用

七　技術の提供又はこれに伴う労務の提供のために使用する施設又は建設機械の賃借料

第三十二条を第三十五条とし、第二十九条から第三十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第二十八条の前の見出しを削り、同条第三号中「三月」を「一月」に改め、同条を第三十一条とし、同条の前に見出しとして「（海外投資保険）」を付する。

第二十七条中「第四十二条第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十六条中「第四十二条第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条の前の見出しを削り、同条中「第四十二条第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同条を第二十八条とし、同条の前に見出しとして「（輸出保証保険）」を付する。

第二十四条中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条中「第三十五条」を「第三十八条」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条中「第三十四条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条中「第三十四条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　欧州経済通貨統合参加国通貨

第二十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条を第二十四条とする。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「第三十四条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（為替変動保険）」を付する。